1 伊賀市障がい者地域自立支援協議会の運営

障がい者地域自立支援協議会は、障害者総合支援法第77条第1項第3号に基づく相談支援事業を実施していくうえで、中立・公平性を確保し、事業を適切に運営するとともに、障がい者支援に関する機関・団体などのネットワークを構築し、困難ケースへの対応等を図る組織として位置づけられています。

本市では、こうした機能に加え、PDCA サイクルにより、伊賀市障がい者福祉計画及び障がい福祉計画の進捗状況の確認・評価及び見直しを行うとともに、障がい者福祉を推進していくうえでのさまざまな協議を行っていく中核的な組織として障がい者地域自立支援協議会を設置し、障がいのある人や保健・医療・福祉・保育・教育・就労などの幅広い機関の代表の参加を得ながら、さまざまな協議をいただいています。

また、分野ごとにそれぞれの現場で実際に支援に携わっている人や関係機関などが協議する場として専門部会を設置し、当事者や家族の意見も聴きながら、本市の現状やニーズの把握などに努めます。

2 庁内推進会議の運営

障がい者地域自立支援協議会において、協議された事項をはじめ、障がい者福祉 に関して本市が実施していく施策や事業を推進していく庁内組織として障がい者 福祉計画庁内推進会議を設置しています。

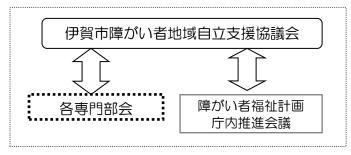
3 障がい者差別解消支援専門部会の運営

平成 28 年 4 月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の施行に伴い、伊賀市では、市が主導して協議の場を設けるため、既存の障がい者地域自立支援協議会の専門部会として組織を位置づけました。

【市町村の地域協議会に期待される役割】

- ①事案の情報共有及び構成機関等への提言
- ②事案の解決を後押しするための協議
- ③事案について、都道府県の地域協議会への情報提供又は協力を求めること

図 地域自立支援協議会の組織体制



※PDCA サイクル

さまざまな分野・療育における 品質改善や業務改善などに広く活 用されているマネジメント手法。 計画(Plan)を実行(Do)し、評 価(Check)して改善(Action) に結び付け、その結果を次の計画 に生かすプロセスのこと。